

広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回 広島県自動車製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和3年10月1日（金） 13時05分～14時08分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

三井部会長、野北委員

【労働者代表委員】

福田委員、山崎委員、山田委員

【使用者代表委員】

桑原委員、長谷川委員

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
森川給付調査官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

お待たせいたしました。少し遅くなってしまいましたが、ただ今から広島県自動車製造業・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これより当専門部会名を略して、広島県自動車製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

当専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)部会長、部会長代理の選出についてまで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員お一方遅れておられるみたいですが、現在のところ2名、計7名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月17日から24日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員をご紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No. 1 に本自動車製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(委員紹介)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。

それでは、次に労働基準部長の山口より、御挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。よろしくお願ひいたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県自動車製造業最低賃金専門部会委員にご就任頂き、また、本日第1回目の専門部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この自動車製造業最低賃金でございますが、ご承知のとおり現在時間額915円でございますが、今年度、労働協約の締結当事者による改正の申出がございまして、本日から皆様方に具体的に調査審議を行っていただくということでございます。よろしくお願ひいたします。ご承知のとおり、特定最低賃金でございますが、地域別最低賃金とは異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという風なものでございますので、全会一致の議決を目指してご審議をいただければと考えております。

また、日程調整につきましても、これまで皆様方に大変ご無理を申し上げているところでございますが、最低賃金年内発効という目標もございまして、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶に代えさせて頂きたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ致します。

○吉川賃金室長補佐

次に、事務局職員を紹介させて頂きます。

(事務局職員自己紹介)

○吉川賃金室長補佐

それでは、ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料No. 3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって今後運営されることとなりますので、御承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、議事(1)部会長、部会長代理の選出についてに移らせて頂きます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、予め御協議を頂いておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

○狭間賃金室長

それでは御報告申し上げます。自動車製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として三井委員、部会長代理候補として村上委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川賃金室長補佐

ただ今、賃金室長より報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございます。部会長に三井委員、部会長代理に村上委員を御承認頂きましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(部会長席・部会長代理席用意)

○吉川賃金室長補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○三井部会長

はい、わかりました。ただ今、部会長に選出頂きました三井でございます。どうぞよろしくお願い致します。この専門部会では、出来るだけスムーズな審議・進行を心掛けて、そして公正な特定最賃の決定に向け力をつくしたいと思っておりますので、どうか皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)でございますが、広島県自動車製造業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思っております。まず、事務局から説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また、別冊資料につきましては、本自動車製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金についてを御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしましては、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございますが、本自動車製造業最低賃金につきましては、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て、改正申出がなされております。

審議にあたりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月5日の第536回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営についてを御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとされており。また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされており。昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の25ページ、令和2年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の一番右から4列目に自動車製造業がございます。昨年、令和3年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額1円、時間額915円の答申を頂いております。続きまして、共通資料No.8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会のさらなる透明性が求められており、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。以上でございます。

○狭間賃金室長

続きまして、広島県自動車製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概

要につきまして、御説明いたします。

私がお説明いたしますのは、別冊資料の方になります。別冊資料No.2、通し番号の2ページをご覧ください。こちらには現行の広島県自動車製造業最低賃金の内容でございます。適用の地域としては広島県、適用する使用者といたしましては、自動車同附属品製造業また、これらを管理する本社が該当するということになります。適用する労働者でございますが、前号の使用者に使用される労働者ですが、ただし、次に掲げるものを除くとされています。次に掲げる労働者としまして、18歳未満、65歳以上の者、また雇入れ6か月未満であっても技能習得中の方、そして次に掲げる業務に主として従事する者、清掃または片付けの業務、卓上において手工具または小型電動工具を用いて行うばり取りまたははんだ付けの業務、こちらに該当する方は特定最低賃金から外れ契約しても構わないということになっております。勿論特定最賃で雇用契約を結ぶことも可能でございます。時間額につきましては先程申上げたとおり915円となっております。次のページ3ページから6ページにかけては、特定最低賃金に該当する業種につきまして、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを添付してございます。

続きまして、資料No.3、通し番号の9ページは、昨年の全国の自動車・同附属品製造業関係の最低賃金の一覧表でございます。全国のこちらの都道府県につきまして、自動車製造業が設定されているということになります。

続いて資料No.4、通し番号の10ページからになります。広島県内で実施した自動車製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、それ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査です。

全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和3年6月支払い分の賃金です。

15ページの「最低賃金実態調査における分位偏差」をご覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果となっております。

通し番号16ページをご覧ください。時間額とそれに関する労働者累積人数のグラフです。

横軸が時間額を10円刻み、1100円以上は100円刻みとしておりますが、時間額を示しております。左の縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表示しております。右縦軸が折れ線が労働者数の累計を示しております。

17ページを見ていただきますと、自動車・同附属品製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移です

通し番号19ページをご覧ください。こちらは事業所規模別の未満率となっております。未満率とは、「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」です。

規模ごとに時間額915円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号20ページでございますが「最低賃金引上げ試算表」です。これは、「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」つまり「影響率」を1円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃915円を1円引き上げますとアップ率のところを見ていただきますが、16.3%に影響が出る、いわゆる下回ることになります。

続いて21ページが、平成15年度からの自動車・同附属品製造業最低賃金の引き上げ額そして未満率、影響率の一覧表でございます。資料説明は以上でございます。

○三井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から資料説明がございましたが、これにつきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

(発言なし)

○三井部会長

よろしゅうございますでしょうか。では、ここで他府県の結審状況が分かれば、事務局の方から説明をお願いします。

○狭間賃金室長

はい、机前にお配りしておりますA4の1枚ものですが、令和3年度全国の自動車製造業最低賃金一覧表でございますが、自動車製品製造業の特定最低賃金を設定している都道府県となります。この中で、現在10月1日の午前中ですけど、判明しております各地の専門部会での結審状況についてお示ししております。

秋田県、引上げ額30円、時間額としまして907円、9月29日に全会一致で結審しております。白丸は全会一致の意味です。続いて埼玉県、引上げ額24円、引上げ後の時間額が990円、9月15日に全会一致で結審しております。大阪府、引上げ額28円、引上げ後の時間額が998円、9月24日に全会一致で結審しております。横線が入っているところがあります。神奈川県ですが、こちらはそもそも今年度改正申出がなかったところがございますので、金額審議は開催されておりません。現状は以上です。

○三井部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、広島県自動車同附属品製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明を頂きたいと思っております。各側、意見表明の前に個別に協議する時間が必要でしょうか。労側いかがですか。

○山崎委員

では、5分程度いただけますでしょうか。

○三井部会長

はい、分かりました。使側、如何ですか。

○長谷川委員

では同様に。

○三井部会長

はい、わかりました。今30分ですので、35分を目途にお戻りください。それではご案内をお願いします。

(労側、使側、個別協議)

(審議再開)

○三井部会長

それでは、お戻り頂きましたので、審議を再開いたします。

ここで、各側から意見表明をお願いしたいと思います。まず、労側からお願いしたいと思います。では労側委員よろしくお願ひいたします。

○山崎委員

はい、労働者代表山崎の方から意見表明させていただきます。新型コロナウイルスの影響で厳しい環境が続く中にありましても、この審議の場を持って頂いたことに心よりお礼を申し上げたいと思います。我々としましては、関係者のご努力によって頂いたこの場において、労働者の代表として使用者代表の皆様と公益代表の皆様に対して誠実に向き合い、建設的な審議に努めまして、全会一致、年内発効を目指す所存です。どうぞよろしくお願い致します。

金額提示にあたってのポイントとして、申し上げたいところなのですが、結論から申し上げますと、本日金額提示は致しません。そのように考えています。理由は、本年の交渉は、昨年につきコロナ禍の中での協議でありまして、公、労、使の代表者が現下の環境を正しく認識し、それを共有した上で、2回目以降に提示したいと考えているからであります。

現在の取り巻く状況を互いに認識した上で、他産別の状況も見ながら現実的な交渉を行いたいと考えております。

そして、スタンスについて申し上げたいのですが、4点ございまして、まず1点目労働協約の拡張適用の趣旨ということで、厚生労働省等のホームページで掲げておられますとおり、個別の企業同士で決定した労働条件を社会の労働組合未加入労働者にも波及させるという考え方で、特定最賃の向上を図っていきたいと思っております。

2 点目に特定最賃はすべての労働者に適用される地賃とは異なりまして、当該産業労働者がイニシアティブを発揮して、その産業にふさわしい水準を設定する必要があると思っています。広島県における自動車産業の持続的発展のために優秀な人材確保、定着が必要であり、その観点から継続した特定最賃の向上が必要であると考えています。特定最賃の役割は、地賃が果たしているセーフティネットの役割と別の役割があるとの認識の上で審議に臨みたいと思っています。3 点目であります。今春闘の結果でありますけど、厳しい経済状況の中での交渉でありましたので、結果は昨年よりも確かに悪かったのですが、前年の交渉はほぼコロナの影響がなかったというのに比べますと、劣ってはおりますけれど、広島県内の部品製造、とりわけマツダ労連関連の 27 組合ということでありまして、旧来のベアに相当する賃金改善分を獲得した組合数が 6 組合、昨年の 12 組合に比べますと半減しております。確かにコロナ禍の影響が見て取れると思いますけれど、全国まで目を広げますと、自動車総連全体で 373 組合中 137 組合が賃金改善分を獲得しており、この 137 は 2020 年の 234 からは 100 程減っておりますけれど、改善額の平均が前年とほぼ同水準となっております。このことからやはり未組織従業員の底上げをしていかなければ、どんどん彼らは取り残されていく、つまり格差が拡大していくという風に考えております。即ち、引上げは必要であると考えております。4 点目ですが、新型コロナウイルスの影響は、依然として続いておりますが、昨年この時期はまさに未知の域の中で欧州を中心に生活必需品の店を除いて営業がほぼストップの中でありました。勿論、カーディーラーの営業ができないという中で、人々の外出禁止等が行われておりました。その混乱も昨年に比べますと今年の課題というのは、経済活動が継続する中での、例えば、半導体不足であったり、部品供給不足であったり、そういったものによる生産台数の減少、これが課題と言えます。先が見えない、今後どのように変わっていくかわからない状況と比べれば随分と異なるという風に考えております。今後緊急事態宣言、蔓延防止も含めまして、日本国内全面解除され、ようやく立ち直っていく、こういった兆しも見え回復への希望が持てるかと捉えています。なお、金額提示にあたっては、県最賃との優位性を確保することを最重点に検討しておりますけれど、申し上げた現在の情勢に加えまして現状として日本の賃金が低すぎるという課題にどう向き合っていくのか、これらも考え合わせて提示水準を考えていきますので、よろしくお願いたします。以上、労働者側の意見となります。よろしくお願いたします。

○三井部会長

あとお二方おられますが、何か補足等ございますでしょうか。

○山田委員

私からは、先ほど山崎さんから説明があった金額提示のポイントについて、追加で 1 点、加えて人手不足に関するマツダの現場の状況とそれに対する会社の支援策について共有させていただきます。まず、金額提示のポイント 1 点追加ですが、結論から申し上げますと、近隣の福岡・山口・岡山に比べて優位性が担保されていないということです。現状の大きく劣る最低賃金では優秀な人材を近隣他県に取られかねない、よ

って、近隣他県との格差是正の観点から特定最賃の向上が必要と考えます。具体的な金額については、先程説明のあった資料をお目通しいただければと思います。2点目は広島県の自動車製造を代表するマツダの製造現場の情報共有です。具体的には、マツダの広島工場の深刻な人手不足について共有させていただきます。昨年の審議以降、マツダの生産は大幅に改善し、今では人出が足りない状況が続いています。組合員の皆さんからは人出が足りない、何とかしてくれ、という声を組合にいただいております。大変ありがたいことに、会社から支援対応をいただいております。具体的には昨年12月から、山口県の防府工場から工場間応援で人をいただいております。加えて、昨年からは業績不振の造船業を中心に他の産業から支援社員を多数受け入れております。いずれも来年3月末に向けて、継続支援が決定しています。更に呉の製鉄会社の工場閉鎖に伴い、広島と呉のハローワークと産業雇用センターとマツダの4者が協力して、再就職の支援に向けた活動がスタートしています。加えて間接部門から工場応援に来ていただくことが決まりました。最後になりますが、先程申上げた多数の会社支援・応援となっておりますけど、これでも現状人手が足りておりません。人手不足でございます。そこで、今年の6月から期間社員の募集を1年半振りに再開いたしました。なお、再開にあたっては、最低日給を引上げていただきました。ただ、処遇を引上げていただいたのですが、人手不足は解消しておりません。というのは現状計画通りの期間社員が採用できていないというのが現状でございます。これだけ支援を受けても、期間社員を採用しようとしても、人手不足が続いているのが現状でございます。以上何が言いたいかとまとめると、結局は人手が足りていませんよということ、加えて、マツダがこのような状況であるということは、これから数か月先、半年後、近いうちに関連の部品メーカー様をはじめ、中小零細企業にも同じことが波及すると考えております。足元では、東南アジアからの部品調達のリスクはございます。あくまでも短期的なものという風に見ております。タイ、マレーシアのワクチン接種率の向上に伴って、今後半年、それから先の中期的見通しとしては、減産の影響を最小限に留め、取戻しを図っていくトレンドという風に見ております。そこで、作りたい時に作れる、必要な時に必要な人材を確保する、採用する環境を整える観点からも特定最賃の向上が必要という風に考えております。私からは以上でございます。

○三井部会長

はい、ありがとうございました。福田委員どうぞ。

○福田委員

はい、私からは一言だけ、お二人が述べたことプラス今私はダイキョーニシカワという部品会社に勤めています。もう一つの顔でマツダ労連の副会長の職を受けておりますが、ダイキョーニシカワでは、先程山田委員が言ったように既に人員不足が進んでおまして、勿論間接部門、営業や購買などをやっていた方が製造部門に応援に行くこととなっております。それは、今まで派遣社員に頼っていた製造業は派遣社員が

雇えない、なぜ雇えないのかというと、応募をしても来ないということでもあります。なぜ、応募しても来ないのかと言いますと、これは賃金です。御存じだと思いますが、派遣社員というのは時給が1000円を超えております。どこの派遣会社も1000円を超えています。一番高いのは2000円台であります。それでも来ません。ですから、最低賃金、特定最低賃金を上げるということは、理にかなったことであると思っておりますので、重ねてよろしく願いいたします。

○三井部会長

はい、ありがとうございました。それでは、使側よろしく申し上げます。

○長谷川委員

商工会連合会専務理事の長谷川でございます。私の方からは基本的な使用者が抱える課題について述べさせていただきます。私共も労働者代表に対し、真摯に議論させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症をどういう風に見ていくか、或いはこの影響についてどう認識するか、というのが大変大きなところかなと思っております。新型コロナウイルスにつきましては、昨年度とは明らかに違って、ワクチン接種が始まるという状況で、接種率も50%以上という状況にはなってきています。それで、将来に対する不安が払しょくされたかということ、ワクチンを打ったとしてもまだまだ感染が広がる可能性がある。やはり、命の危険を感じるような状況がまだまだ続くという風な認識だと思っております。ブレイクスルーの感染もございまして、緊急事態宣言も終わりますけど、広島県については同様の制限が2週間位続いているということは、やはり、リバウンドを含めてそんなに安心してはいけない状況だという風な認識だと思っております。また一方、経済動向、景況判断という形でございますけど、皆さんご存じのように日銀の金融経済月報等を見ても、景気は持ち直しの状況という形で、一定のどん底を少し脱しているかもしれません。ただ一方で、コロナの前の状況には及んでいないというのは間違いないことだと思います。皆さんご承知の通り厳しい状況です。また、広島県における経済動向という形の中でも、やはり晴マークが少なくなっております。曇りや雨マークが多いということです。少し商工会連合会ですので、小規模中小事業者の状況をちょっとお伝えいたしますと、やはり経営体質が脆弱なだけに厳しい状況が続いておりまして、今は何とか雇用調整助成金の中で、何とか雇用自体を守るということをやっています。と申しますのも、所謂スタッフさん、従業員さんの雇用を何とか守らないと企業として一度活動する者がいなくなったら戻ってこないという状況でございます。そういうことから言うと、今の企業を潰さないというのを今やっている状況、我々も雇用を守りたい、そういった意味では、雇用を守るためにも今の段階で最低賃金を上げるというのは非常に厳しいという風な認識を持っています。大手さんも厳しいですし、中小はもっと厳しいんですね。そういった意味では、まず体力回復ということを先に考えていこうといった厳しい認識でございます。業界団体の方からも少し状況のお話をいただこうかと思っております。私からは以上です。

○三井部会長

桑原委員、よろしく申し上げます。

○桑原委員

東友会の協同組合の方から参りました。主に自動車部品メーカーさんの立場からいろいろ状況のお話をしたいと思います。今、長谷川委員からもありましたように、各社コロナの状況下で何とか経営を維持したいということで、経営を維持するうえでは、やはり一番の課題は雇用の維持というところだと認識をしております。雇用の維持をするためには、なんとか会社として借入を増やして、雇用調整助成金を継続して受けられている企業さん、たくさんいらっしゃいます。コロナ禍で何とか企業活動を維持し、雇用を維持するのだという意味で、各社さん頑張っているのが今の状況です。その中で、本来でしたら、この夏ぐらいからは何とかリカバリーを果たして、今まで大きく借入とかしているところを返済しながら、企業の生産活動としてもより良い方向に結びつけていく予定でございましたけど、コロナの状況を起因として、グローバルで言うと半導体の問題であるとか、納入の問題であるとかが継続しています。企業は、きちんとした生産活動をして、早く正常な活動に戻りたいというところは、マツダさんもそうですし、その傘下で働く我々東友会の会員企業さんも皆さんそこを見て今頑張っておられます。ただ、中々体力が戻ってないところは事実だと思っています。この辺りを考えながら、審議をさせていただきたいと思っております。

○三井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、労使双方から現状認識及び特定最賃の改正審議に当たっての御意見が表明されました。両側の意見表明を得られて、お互い御質問等あったらお伺いしたいと思います。労側どうですか、今の使側の発言を聞かれています。

○山崎委員

よろしいでしょうか。長谷川委員、桑原委員ともに雇用を守るために体力回復がまず優先であるとの御主張だったと思いますが、雇用を守る上で、失望されて離れていかれても困るので、そこは賃金で、賃金を上げることで雇用を維持するという考え方にはならないのでしょうか。

○長谷川委員

いろんな考え方があると思います。先程申し上げましたように、今を生きていくのが精一杯な状況が小規模事業者についてはそうなので、賃金を上げるというステージまでまだまだ現実追いついていない状況です。今は雇用を守るために助成金をいただかないと雇用を守れないという状況です。これは、対前年の売上自体がかなり下がっていますので、雇調金をもらいながらなんとかやっている状況です。景気はある程度回復したりとか、そういう形であれば、賃金を上げたいと考えます。我々小規模事業者さんにとって従業員は家族のような感じですか。ですから、そういったことでの生

活環境であるとか或いは働く環境についての整備は当然やっていきたいし、やること自体が家族の幸せになりますから。ただ、今そこに現実が追い付いていないという認識をしています。

○桑原委員

私の方からも同じ意見として、今のコロナ禍の状況というものは、過去のいろんな自動車業界の危機に比べると、相当大きな痛手だと思っております。山崎委員が言われるように、そういう循環がうまく保たれればいいのですが、保たれてないような状況です。何とか会社を維持して、生産活動を維持することで、労働者の皆さんにはきちんと還元をしたいと言うのが今の企業の状況だと私は思っております。ただ、それも先程も申し上げたようにリカバリーをしようと思っても、生産量が戻ってこないことには各社さん戻ってこないと思うのですね。昨今の状況、新聞紙上でも出ていますけど、自動車業界を取り巻く状況というのは、そんなにいい方向には向かってませんので、今年の後半には何とか自動車業界も元通りの状態になっていくんじゃないかと聞いておりますけど、今現在の状況を見ると、そこまで楽観視できないのが今の状況です。明日を乗り切っていくのが本当に精一杯、現状の社員さんの雇用を守っていくのが精一杯という風にご理解いただけたらと思います。以上です。

○三井部会長

はい、ありがとうございます。他ございませんでしょうか。時間もございますので、何なりとフランクにお話しいただければと思います。

○山田委員

今厳しい状況というのは去年と同じですが、一方で去年とまったく違って、秋田、埼玉、大阪で一定の引上げが行われています。同じ日本ですので、経済状況は全くとは言いませんが似たような経済状況だと理解していますけれども、同じような経済状況の中で、このように引上げている県があることについてどのようにお考えかということをお伺いしたいということと、先程言われたように、今が厳しいということで引上げがなされなかった場合、広島県の最低賃金が引上がらないということは、それだけ魅力的な人の採用が失われかねない、どんどん他県へ出ていく恐れがあることも考えられるのですが、その辺含めてお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○長谷川委員

他県の状況については、それぞれの状況がございますので、私の方から各県がどうだというお話はできませんので、お控えさせていただきたいと思っております。従業員、労働者の流動性についてですけど、賃金によって従業員の流動は確かにあると考えられます。一方で今来ているのは先程の説明にありましたけど、大手と小規模とで賃金は二極化しているんですね。大規模のところでは流動する形になった時は、その時給の単価が1500円がいいのか2500円がいいのかという話は少しあったのではないかな、

実際にはその、労働者が職業を決める際、あるいは場所を決める際に、賃金も大きいですが、それ以外に働き甲斐であったりとか、家族がいたりとか、様々な働く環境というのが最近は大きくて、最近の大学生は賃金が第一で就職先を決めるのではなくて、職場の環境、例えば休みがとりやすいとか、就労環境がいいとかが上位に挙がってきているので、要素の一つではあるけれど、すべてではないということです。従来から申し上げていますが、賃金を上げれるときは上げたいと思っています。ただ、今はコロナという特殊な環境の中でいうと、非常に厳しいというのが正直なところです。

○桑原委員

私からも、今の長谷川委員のお話の中であったところで、時期と特定最低賃金であるというのを踏まえた時に、先程の話ではないですが、影響を受ける企業の状況からいうと、余裕があるのかなのかというところだと思います。以上です。

○三井部会長

あと何かございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、先程言われたように、労側は金額提示はしないとのことでしたが、使側はいかがですか。

○長谷川委員

現段階で、私共も金額提示するような状況ではないと思っています。

○三井部会長

金額提示する状況にないというのを労使双方からいただきました。本日はこれ以上審議を続けましても、進展がないものと思いますので、次回以降に審議を持ち越したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。それでは、次回の開催日程について事務局から説明をお願い致します。

○吉川賃金室長補佐

はい、それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせて頂きまして、今回は、10月14日木曜日、13時から2号館5階特別会議室での開催を予定しております。その次は10月29日金曜日10時からの予定となっております。

○三井部会長

はい、ありがとうございました。それでは、次回の開催は、10月14日木曜日、13時から2号館5階特別会議室での開催です。皆様の日程の確保をよろしくお願い致します。

その他、何かございますでしょうか。

(発言なし)

○三井部会長
事務局から如何でしょうか。

○狭間賃金室長
ございません。

○三井部会長
それでは、次回の審議も公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合がございますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開とさせていただきます。
それでは、本日の専門部会は、これにて閉会とさせていただきます。皆様、お忙しい中
どうも御苦勞様でございました。